

議案第79号

天神川流域合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、倉吉市・三朝町・関金町・北条町・大栄町合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、規約を定め設置した天神川流域合併協議会を、平成15年11月30日をもって廃止することについて、本議会の議決を求める。

平成15年11月12日

三朝町長 吉田秀光

平成15年11月12日原案可決

三朝町議会議長 藤井

享

